

【記載例】

計画は裏面の「6 犬猫等健康安全計画の記載例」を参考に、それぞれの項目について実行可能な内容を具体的に記入してください。

様式第 1 別記 2

平成〇〇年〇〇月〇〇日

犬猫等健康安全計画

氏名 **熊本 太郎**
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

住所 **〒861-8045 熊本市東区小山 2 丁目 11-1**
電話番号 **096-380-2153**

犬猫等の繁殖を行うかどうか 繁殖を行う 繁殖を行わない

項目	計画の内容
1 幼齢の犬猫等の健康及び安全を保持するための体制の整備	<p>①事業者における幼齢の犬猫の管理体制 幼齢の犬猫等の管理について担当する職員がおり、その健康状態について毎日3回確認を行う。 犬には生後 28 日から 70 日の間に 5 種以上の混合ワクチン、猫には生後 56 日から 91 日の間に 3 種以上の混合ワクチンを接種し、感染症からの予防体制を構築する。</p> <p>②獣医師等との連携 毎日健康状態のチェックを行い、健康状態に異常がある個体についてはかかりつけ獣医師(〇〇動物病院)の診察を受け、定期的に健康診断も受診する。</p>
2 販売の用に供することが困難となった犬猫等の取扱い	<p>①譲渡先・飼養施設等の確保 従業員の中で飼育希望者を募り、従業員の中でも飼育希望者がいない場合は、ホームページやフリーペーパーなどで一般の飼育希望者を募り、適正飼養できそうな人に無料で譲り渡すことで犬猫が終生飼養できる環境を確保する。 愛護団体(〇〇)と協力し、譲渡先を探す。</p> <p>②需給調整等 系列店舗(近隣〇〇ペットショップ)と連携する。 売れ残った犬猫が出た場合には、仕入れ数(繁殖数)を調整する。</p>
3 幼齢の犬猫等の健康及び安全の保持に配慮した飼養、保管、繁殖及び展示方法	<p>①飼養・保管方法 1日2回以上清掃を行い、週3回以上消毒を行なう。 幼齢の犬猫は、生後 49 日を過ぎるまで親兄弟と一緒に個別のケージに收容し、感染症の蔓延を防ぐ。 繁殖犬については、1日2回散歩に連れ出し十分な運動をさせる。 マイクロチップを装着している場合、公的な性格を有する団体等へ所有者情報の登録・更新の方法について購入者に説明する。</p> <p>②繁殖方法 繁殖に供する期間は 6 才までとし、年間複数回繁殖に供する場合は、獣医師の判断を仰ぐ。 遺伝性疾患等の問題を生じさせる可能性の高い組合せによる繁殖は行わない。 出産後、一定期間経過後に幼齢個体について獣医師の診察を受ける。</p> <p>③展示方法 夜8時～朝8時までの展示は行わない。 幼齢の犬猫については6時間以上連続した展示を行わず、十分な睡眠時間を確保しストレスを軽減できる体制を整え、展示時間中も適宜休憩させる。 毎日健康状態を確認し、異常が認められた場合には展示を行わない。 顧客に対し、ケージ等をたたかない、大きな声を出さない等の注意喚起を行う。</p>

備考 この書類の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

6 犬猫等健康安全計画の記載

以下の例を参考に実行可能な内容を具体的に記載してください。

※例示以外にも幼齢動物の健康及び安全の保持のために積極的に行う予定の事項があれば、これを併せて記載してください。

※動物病院名や協力関係にある愛護団体名、ペットショップ名については、具体的な名称を記載してください。

(1) 幼齢の犬猫等の健康及び安全を保持するための体制の整備

※「幼齢の犬猫等」には、幼齢の犬猫の他、繁殖の用に供する目的で使用する犬猫（母犬・母猫等）も含まれます。

① 事業者における幼齢の犬猫の管理体制

- ・幼齢の犬猫等の管理について担当する職員がおり、その健康状態について毎日〇回確認を行う。
 - ・健康状態を記録するための個体ごとの台帳（データベース）を用意し、管理担当で共有する。
- ※具体的な管理状況について、数値をもって記載するようにしてください。

② 獣医師等との連携

- ・〇〇動物病院を、かかりつけの獣医師としている。（〇〇動物病院と、診療契約を締結している。）
 - ・専属の獣医師を雇用（契約）しており、当該獣医師が週〇回診察・健康診断を行う。
- ※契約関係を示す書類の添付を義務付けるものではありません。

(2) 販売の用に供することが困難となった犬猫等の取扱い

① 譲渡先・飼養施設等の確保

- ・専用の飼養スペースを設けている。
- ・従業員及びその関係者等の譲渡先を確保している。
- ・（系列店舗、近隣のペットショップと協力して）別に譲渡会を開催する。
- ・愛護団体（〇〇）と協力して譲渡先を探す。

② 需給調整等

- ・系列店舗と連携する
 - ・近隣〇〇ペットショップと連携する。
 - ・売れ残った犬猫が出た場合には、仕入れ数（繁殖数）を調整する。
- ※協力関係について、それを証明する書類までを求めるものではありません。

(3) 幼齢の犬猫等の健康及び安全の保持に配慮した飼養、保管、繁殖、展示方法

① 飼養・保管方法

- ・生後45日（45日以上は任意）までの間は親兄弟等と飼養し、離乳等を終えた動物を販売に供する。
- ・疾病に罹患した場合には、個体毎に隔離し、獣医師の診療を受ける。
- ・1日1回以上清掃、週〇回以上消毒を行う。
- ・一定の運動等の時間を設けている。（特に繁殖犬については、具体的な運動の方法について明記する）
- ・獣医師が判断する適切な時期にワクチン接種を行う。
- ・（あらかじめマイクロチップ等を装着して販売する場合には）マイクロチップ装着の目的及び公的な性格を有する団体等へ所有者情報の登録・更新の方法について購入者に説明する。

② 繁殖方法

- ・繁殖に供する期間は〇歳までとし、年間複数回繁殖に供する場合には、獣医師の判断を仰ぐ。
- ・遺伝性疾患等の問題を生じさせる可能性の高い組合せによる繁殖は行わない。
- ・出産後、一定期間経過後に幼齢個体について獣医師の診察を受ける。

③ 展示方法

- ・夜8時～朝8時まで（これより長い時間設定は任意）の展示は行わない。
 - ・〇時間以上連続した展示は行わない。展示時間中も適宜休憩させる。
 - ・毎日健康状態を確認し、異常が認められた場合には展示を行わない。
 - ・顧客に対し、ケージ等をたたかない、大きな声を出さない等の注意喚起を行う。
- ※②、③については、繁殖を行う場合、展示を行う場合に限り記載してください。